

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 3 年 平 均	3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
(製造業)										
電気機械器具製造業		43		6.3	34	337	450	453	440	
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	44	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	11.8	63	678	676	653	647	
	電気計測器製造業	45	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	4.2	20	169	277	296	284	
	その他の電気機械器具製造業	46	電気機械器具製造業のうち、44及び45に該当するもの以外のもの	4.7	26	260	436	441	426	
情報通信機械器具製造業		47	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	4.3	28	262	241	236	232	
輸送用機械器具製造業		48		7.5	29	424	277	286	277	
	自動車・同附属品製造業	49	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附属車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	8.2	31	450	261	266	257	
	その他の輸送用機械器具製造業	50	輸送用機械器具製造業のうち、49に該当するもの以外のもの	4.1	19	303	354	380	371	
その他の製造業		51	製造業のうち、11から50に該当するもの以外のもの	7.5	30	325	399	400	388	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				4 年														
				1 月 分														
(製造業)																		
電気機械器具製造業		43	417 413	393 414	379 417	368 419												
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		44	617 638	579 637	567 639	546 640												
電気計測器製造業		45	269 265	256 264	255 265	261 266												
その他の電気機械器具製造業		46	401 385	378 387	355 392	340 395												
情報通信機械器具製造業		47	226 227	229 227	230 229	227 231												
輸送用機械器具製造業		48	278 252	270 253	253 255	248 257												
自動車・同附属品製造業		49	263 238	256 239	238 240	233 242												
その他の輸送用機械器具製造業		50	346 316	334 319	325 323	315 326												
その他の製造業		51	374 369	364 369	358 372	358 375												